免責審尋期日

平成２７年（フ）第１０３７５号
東京都千代田区富士見２丁目７－１－2908、住民票上の住所東京都千代田区一番町９番地13
破産者　大峰　義孝
審尋期日　平成28年10月26日午前11時
平成28年７月26日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第２００８号
東京都港区芝浦４丁目13番23号
清算株式会社　クロスブリッジ株式会社
１　決定年月日　平成28年７月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２８年（ヒ）第２０３４号
東京都練馬区下石神井１丁目１番43―212号
清算株式会社　株式会社小林商店
１　決定年月日　平成28年７月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２８年（ヒ）第３００３号
大阪市中央区伏見町３丁目２番４号淀屋橋戸田ビル２階栄光綜合法律事務所内
清算株式会社　株式会社相互開発事業
１　決定年月日　平成28年８月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

平成２８年（再）第２６号
埼玉県さいたま市大宮区三橋２丁目592番地３
再生債務者　協栄通信株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区神田多町２丁目７番３号　三好ビル６階　黒潮総合法律事務所　弁護士　日高　　章
平成28年８月１日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再）第２７号
東京都港区芝大門２丁目８番13号
再生債務者　株式会社スターマン
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区虎ノ門４丁目３番１号　城山トラストタワー９階　河野・川村・曽我法律事務所　弁護士　曽我　幸男
平成28年７月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再）第２８号
東京都墨田区墨田４丁目58番３号
再生債務者　新興製靴工業株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区九段北４丁目１番５号市ヶ谷法曹ビル803　上田法律事務所　弁護士　上田　智司
平成28年７月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再）第２９号
東京都墨田区墨田４丁目58番３号
再生債務者　株式会社ヒロ・コーポレーション
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区九段北４丁目１番５号市ヶ谷法曹ビル803　上田法律事務所　弁護士　上田　智司
平成28年７月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再）第３０号
東京都台東区寿３丁目19番８号
再生債務者　株式会社シンエイ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区九段北４丁目１番５号市ヶ谷法曹ビル803　上田法律事務所　弁護士　上田　智司
平成28年７月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再）第１号
静岡市葵区流通センター11番４号
再生債務者　株式会社斎藤電気
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　静岡市駿河区寿町５番17号　静岡はるひ法律事務所　弁護士　鈴木　紀子
平成28年７月29日
静岡地方裁判所民事第２部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２８年（再）第２号
茨城県鹿嶋市大字武井1877番地１
再生債務者　株式会社鹿島の杜カントリー倶楽部
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式2800株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
３　減少する資本金の額　資本金1000万円全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
５　募集株式の数　普通株式200株
６　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金25万円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から２か月
８　増加する資本金の額　金5000万円
９　定款の変更　発行可能株式総数2800株を、800株とする。
10　定款の変更がその効力を生ずる日　上記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
平成28年８月１日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２７年（再）第６号
岐阜市六条片田１丁目３番１号
再生債務者　塩谷建設株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成28年８月１日　　岐阜地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２６年（再）第１１号
東京都港区西麻布３丁目１番25号　金谷ホテルマンション201号室
再生債務者　株式会社禅
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成28年７月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第２号
新潟県三条市石上３丁目６番23号
再生債務者　株式会社中屋
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成28年７月29日　新潟地方裁判所三条支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第１０４号
千葉県市川市行徳駅前２丁目１番11―402号（花いちビル）
再生債務者　菅原　一暁
１　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年８月19日まで
４　一般異議申述期間　平成28年９月２日から平成28年９月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再イ）第７号
千葉県茂原市早野1190番地５
再生債務者　宮田　哲也
１　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年８月22日まで
４　一般異議申述期間　平成28年９月５日から平成28年９月20日まで
千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２８年（再イ）第１３６号
名古屋市西区大野木３丁目187番地の６
再生債務者　安藤　綱記
１　決定年月日時　平成28年８月１日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年８月22日まで
４　一般異議申述期間　平成28年８月29日から平成28年９月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部